

## 放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン

### 第1 趣旨

このガイドラインは、放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る性能等並びに設置及び維持に関する技術的な基本事項を定めるものとする。

### 第2 用語の意義

- 1 放火監視機器 放火（放火しようとしていることを含む。以下同じ。）による火災の発生を未然に防止するために設ける放火を監視する機器をいう。
- 2 放火監視センサー 炎から放射される紫外線、赤外線等の特定のスペクトルを検出し、放火された旨の警報（以下「放火警報」という。）を発し、又は放火された旨の信号（以下「放火信号」という。）を放火監視受信装置に発信するものをいう。
- 3 放火監視受信装置 放火信号を受信し、放火監視センサーの作動を関係者に報知するものをいう。
- 4 補助装置 放火監視機器を構成する警報伝達補助装置（放火信号の発信又は受信を補助する装置であって放火信号を中継するものをいう。） 警報補助装置（音響装置の鳴動等により放火警報を発する装置であって、放火監視受信装置が設けられた場所以外の場所に補助的に設けるものをいう。） 情報伝達補助装置（放火警報を伝達する内線電話、携帯電話、ポケットベル等をいう。） 監視カメラ又は電源装置（放火監視センサーに電源を供給するものをいう。）等の装置をいう。

### 第3 構造及び機能に係る技術的な基本事項

- 1 放火監視センサー（以下「監視センサー」という。）の構造及び機能は、次に定めるところによるものとする。
  - （1）確実に放火警報を発し、又は放火信号を発信し、かつ、取扱い及び附属部品の取替えが容易にできること。
  - （2）耐久性を有すること。
  - （3）不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。
  - （4）充電部は、外部から容易に人が触れないように、十分に保護すること。
  - （5）腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置を講ずること。
  - （6）構造、材質及び部品が適切であること。
  - （7）監視センサーは、当該監視センサーから最大監視距離離れた標準炎（口径6 mmのマイクロバーナーによる高さ3 cm程度の炎（ライターの炎を想定）をいう。以下同じ。）に対して速やかに放火警報又は放火信号を発すること。また、標準炎に加えて新聞紙等の着火を想定した第二標準炎（一辺が40 mmの正方形燃焼皿でノルマルヘプタンを燃焼させたときの炎をいう。以下同じ。）を用いて同様の試験を行うことができる。

- ( 8 ) 放火警報を発するものにあつては、監視センサーの中心から前方 1 m 離れた地点で測定した音圧が、屋内型にあつては 7 0 デシベル以上、屋外型にあつては 8 5 デシベル以上であり、かつ、その状態を 1 分間以上継続できること。
- ( 9 ) 電源に電池を用いるものにあつては、次によること。
  - ア 電源容量が不足したときは、自動的にその旨の信号を 7 2 時間以上発信するか、又は 7 2 時間以上警報音を発することができる装置を設けること。
  - イ 電池は、長時間の使用に耐える容量を有すること。
- 2 放火監視受信装置（以下「受信装置」という。）の構造及び機能は、第 3 1 ( 1 ) から ( 6 ) までの規定によるほか、次に定めるところによるものとする。
  - ( 1 ) ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。
  - ( 2 ) 定格電圧が 6 0 ボルトを超える受信装置の金属製外箱には、接地端子を設けること。
  - ( 3 ) 主電源を開閉することができる電源スイッチを設けること。
  - ( 4 ) 電源回路、予備電源回路（予備電源を設けるものに限る。）及び外部負荷に電源を供給する回路には、ヒューズ、ブレーカーその他の保護装置を設けること。
  - ( 5 ) 主電源を監視する装置を受信装置の前面に設けること。
  - ( 6 ) 受信装置の試験装置は、受信装置の前面において容易に操作することができること。
  - ( 7 ) 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチが定位置にないとき、音響装置又は点滅する注意灯が作動すること。
  - ( 8 ) 受信装置は、放火信号を受信したとき、音響装置により放火された旨を報知するとともに放火された場所又は階をそれぞれ自動的に表示させること。
  - ( 9 ) 放火監視受信装置の音圧は、放火監視受信装置の中心から前方 1 メートル離れた地点で測定した値が、7 0 デシベル以上であること。
- 3 表示
  - 監視センサー並びに受信装置及び補助装置には、それぞれ次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。
    - ( 1 ) 監視センサー
      - ア 放火監視センサーという文字
      - イ 製造年
      - ウ 製造事業者の氏名又は名称
      - エ 監視エリア（当該監視センサーが有する監視視野角及び最大監視距離をいう。ただし、第二標準炎の試験を行ったものにあつては、第二標準炎に対する監視エリアも併記することができる。）
      - オ 屋外型の監視センサーにあつては、屋外型の文字
      - カ 耐食性能を有するものにあつては、耐食型の文字
    - ( 2 ) 受信装置及び補助装置
      - ア 受信装置又は補助装置の文字
      - イ 製造年
      - ウ 製造事業者の氏名又は名称

## エ 取扱方法の概要

### 第4 設置方法

放火監視機器の設置方法は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 監視センサーの設置は、次によること。
  - ア 監視センサーの監視エリアは、放火監視場所を包含するように設けること。
  - イ 監視センサーは、照明器具、火気使用器具及び暖房機器等の光線により誤作動を起こさないように設けること。
  - ウ 屋内に監視センサーを設ける場合は、水蒸気、結露等が発生しやすい場所、その他監視センサーの機能に異常を生ずるおそれのない場所に設けること。
  - エ 屋外に監視センサーを設ける場合は、防水等のための措置を講じた屋外型のものを使用すること。
  - オ 監視センサーは、日光や火花等の影響を受けない位置に設けること。ただし、誤作動を起こさないように遮光板等を設けた場合にあっては、この限りでない。
  - カ 監視センサーの電源は、設置場所に応じた供給方式によること。
  - キ 監視センサーを設置するに当たっては、監視の妨げとなるものが設けられないように措置すること。ただし、監視が妨げられたとき、その旨の警報又は信号を発するものにあつては、この限りでない。
- (2) 受信装置の設置は、次によること。
  - 一の受信装置で複数の放火監視場所を監視するものにあつては、監視センサーの作動と連動して、当該監視センサーの作動した場所又は階を表示できるものであること。ただし、既に火災報知設備又はガス漏れ火災報知設備に使用する受信機が設置され、かつ、当該受信機が火災信号、火災表示信号、火災情報信号、ガス漏れ信号又は設備作動信号以外の信号を受信したときに地区音響装置を鳴動させずに、当該信号を受信した旨の表示及び音響装置の鳴動を行うことができる措置を講じたものにあつては、当該受信機を使用することができる。
- (3) 監視センサーと受信装置間の信号を配線により送受信するものにあつては、当該配線の信号回路を容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、監視センサーと受信装置の接続が切断された場合等に受信装置が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。
- (4) 電源に電池（蓄電池を含む）以外の電源を用いる放火監視機器（受信機等から電源を供給されるものを除く。）については、電源の開閉器に、放火監視装置用のものである旨を表示すること。

### 第5 設置時の試験及び点検に関する基準

- 1 監視センサーについては、次に定める試験方法によるものとする。
  - (1) 次に定める方法により性能を確認すること。

監視センサーは、放火監視場所又は放火監視センサーの近くにおいて、ライター等を着火し、放火警報を発すること又は放火信号を発信することを確認すること。
  - (2) 放火監視場所付近において照明器具等を点灯した場合に、放火警報を発しないこ

と又は放火信号を発信しないことを確認すること。

2 監視センサー及び受信装置の点検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 監視センサーの点検は、次によること。

ア 通電表示灯を有するものにあつては、表示灯が点灯していることを確認すること。

イ 監視センサーの取付けが確実であることを確認すること。

ウ 監視センサーの受光面が汚れていないかどうかを確認すること。

エ 定期的に、第4 1 (1)の方法により、監視センサー及び受信装置が放火警報を発すること又は放火信号を発信することを確認すること。

(2) 受信装置の点検は、監視センサーが作動した場合に、作動した場所又は階を表示し、かつ、放火警報を発するとともに、その他の補助装置が連動することを確認すること。